

**戸籍・住民票の交付条件を
厳しくしています**

戸籍は、国民の身分関係が記載されている大切な帳簿であり、常に正しい内容である必要があります。ところが最近、他人が勝手にうその届出をして、戸籍に真実でない記載がされるといふ事件が起っています。

このことを受け、昨年5月11日に戸籍法が改正され、今年5月1日に施行されます。

改正された戸籍法では、婚姻届、養子縁組届出など戸籍の届出や、戸籍の謄・抄本の交付の際には、運転免許証など官公署が発行する顔写真付証明書の提示が義務付けられています。また、戸籍などの交付を受けられる方は、「本人」と、その「配偶者」「直系の親族」に限定（自己の法的権利の行使や法的義務の履行のための者等は除く）されています。

市では市民の皆さんの個人情報と財産を守るため、既に昨年8月1日から改正された戸籍法に適した交付条件を実施しており、住民票の交付に際しても同様の取り扱いとし

**タクシー利用助成券と
公衆浴場無料開放利用券を交付します**

4月1日(火)から受付開始

交付の対象となる方は、住所・氏名・年齢が分かるもの（健康保険証、運転免許証、障害者手帳など）と印鑑を持って、お近くの交付場所で手続きをしてください。

タクシー利用助成券について

■交付対象者

- ①…在宅高齢者（満75歳以上で、所得税が非課税世帯の方）
- ②…在宅重度心身障害者（身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障害1・2級、聴覚言語障害1級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方）

■交付枚数

- ①…1人年間12枚（同一世帯の2人目からは年間6枚）
- ②…1人年間24枚

公衆浴場無料開放利用券について

■交付対象者 在宅高齢者（満65歳以上）
心身障害者手帳所持者

■交付枚数 1人年間36枚

■利用ができる公衆浴場

湯之谷温泉（洲之内）、吉原湯（神拝甲）、福長湯（大町）、宝湯（壬生川）、明神湯（高田）、道前溪温泉（丹原町来見）

■無料開放日 水曜日

注意事項

- 年度途中での交付は月割りとなります。
- 昨年度に交付した利用券は、4月から使用できません。

交付場所・問合せ

■高齢者対象の交付場所

○市庁舎別館高齢介護課 長寿・いきがい対策係
TEL0897-52-1292

○各総合支所市民福祉課 福祉係

○居住地の公民館（公衆浴場無料開放利用券のみ）

■障害者対象の交付場所

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係 TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課 福祉係

ていまずので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

■問合せ

市庁舎本館市民課
市民係
TEL0897-52-1211

戸籍・住民票の
交付を受けるには
身分証等の提示が
必要です！



**NPO法人の申請・届出を
市役所で受け付けます**

NPO法人（特定非営利活動法人）に関連する事務の一部を、4月1日から市で行います。

■対象のNPO法人

西条市内にのみ事務所を置く法人（愛媛県内の2以上の市町に事務所を置く法人については、従来どおり県庁県民活動推進課が窓口です）

■市が行う主な事務手続き
次の申請・届出を市が受け付けます。

- NPO法人設立の認証申請
- 設立登記完了の届出
- 定款変更の認証申請
- 役員変更の届出
- 事業報告書の提出
- 解散の届出

■問合せ

市庁舎本館市民相談課
市民活動支援係
TEL0897-52-1463

テロの未然防止にご協力を！

今年は7月に「北海道洞爺湖サミット」、10月には愛媛県で「第32回全国育樹祭」の開催が予定されています。開催期間中は、各種テロや違法行為が懸念されますので、警察官の警戒にご協力をお願いします。また、主要建物・駅などで不審者や不審物を見つけたときには、最寄りの警察署・交番に通報をお願いします。